

# 相談窓口一覧

## ■人権に関する相談

みんなの人権110番  
(全国共通人権相談ダイヤル)

平日8:30~17:15  
☎0570-003-110  
インターネットでも相談できます。

### 女性の人権ホットライン

平日8:30~17:15  
☎0570-070-810  
インターネットでも相談できます。

### 市民相談室

相談内容により、相談日時が異なります。  
お電話で事前の予約をしてください。

平日8:30~17:00 流山市市民相談室  
☎04-7158-1616

### 人権相談

平日10:00~16:00 (12:00~13:00は除く)  
千葉地方法務局松戸支局  
☎047-363-6278

## ■子どものための相談

### 24時間子供SOSダイヤル

☎0120-0-78310 (フリーダイヤル)

### チャイルドライン

平日16:00~21:00  
☎0120-99-7777 (フリーダイヤル)  
インターネットでも相談できます。

## ■女性のための相談

### 女性の生き方相談

相談:毎月第1・2金曜  
カウンセリング:毎月第3・4金曜  
いずれも10:00~16:00(祝日除く)  
※1回50分以内。事前予約 流山市企画政策課  
☎04-7150-6091

## ■障害に関する相談

### 障害に関する相談支援

平日9:00~17:00  
北部地域(西深井地域生活支援センターすみれ)  
☎04-7154-6202 FAX04-7192-6200  
平日9:00~17:00  
東部地域(相談支援センターまほろば)  
☎04-7196-7803 FAX04-7147-2680  
平日9:00~18:00  
南部地域(相談支援事業所PHARE(ファーレ))  
☎04-7136-2933 FAX04-7136-2644

## ■外国人のための相談

### 在住外国人の生活相談

毎週月・水・金曜  
10:00~16:00 (12:00~13:00は除く)  
流山市国際理解サポートセンター  
☎04-7128-6007  
✉ nifa-support@bz04.plala.or.jp

## ■男性のための相談

### 男性のための総合相談

毎週火・水曜16:00~20:00  
毎週土曜12:30~16:30  
※月曜祝日の翌日火曜・祝日・年末年始は休み。  
☎043-308-3421

## ■性別の違和や同性愛に関する相談

### よりそいホットライン

☎0120-279-338 (フリーダイヤル)  
FAX0120-773-776

## ■高齢者のための相談

### 高齢者なんでも相談室(地域包摂支援センター)

いずれも平日8:30~17:00 土曜8:30~12:00  
北部高齢者なんでも相談室  
☎04-7155-5366 FAX04-7154-3207  
北部西高齢者なんでも相談室  
☎04-7197-1378 FAX04-7197-1615  
中部高齢者なんでも相談室  
☎04-7150-2953 FAX04-7158-8419  
東部高齢者なんでも相談室  
☎04-7148-5665 FAX04-7141-2280  
南部高齢者なんでも相談室  
☎04-7159-9981 FAX04-7178-8555

流山市  
Nagareyama City

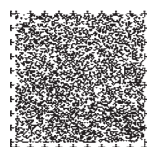
都心から  
一番近い  
森のまち



だれ じぶん  
誰もが自分らしく  
暮らせるまちへ



ながれやまし せいべつとう ねんれい しょうがい うむ じんしゅ こくせきとう ちが  
流山市は、性別等、年齢、障害の有無、人種、国籍等の違い  
しめん じぶん はっき  
にかかわらず、すべての市民が自分らしさを発揮できる  
じつげん めざ れいわ ねん がつ ながれやましたようせい  
まちの実現を目指して、令和5年4月に「流山市多様性を  
そんちよう しゃかい すいしん かん じょうれい せこう  
尊重する社会の推進に関する条例」を施行しました。

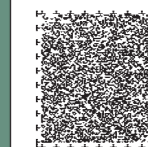


Uni-Voice

ながれやまし きかくせいさくか だんじょきょうどうさんかくしつ  
流山市企画政策課男女共同参画室

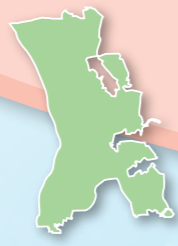
☎04-7150-6064 FAX04-7150-0111

令和5年10月発行



Uni-Voice





# 流山市 多様性を尊重する社会の推進に関する条例

流山市が、これからも全ての市民が住みやすくそれぞれの個性を生かして、躍動し、豊かさを創造し続けていくためには、性別等、年齢、障害の有無、人種、国籍等の違いにかかわらず、一人ひとりが自分らしさを発揮できるまちであることが必要です。

市及び市民等が互いに協力し、多様性を尊重する社会を推進していくことで、互いを理解し、違いや個性を認め合い、個々の人権を尊重し、自分らしく暮らせるまちの実現を目指し、この条例を制定します。

## (目的)

第1条 この条例は、流山市において多様性を尊重する社会を推進するに当たり、その基本理念及びその推進を図るために基本となる事項を定め、並びに市及び市民等の責務等を明らかにすることにより、様々な違いを個性として尊重し受け入れ、一人ひとりが自分らしさを発揮できるまちを実現することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 多様性 性別等、年齢、障害の有無、人種、国籍等の属性により一人ひとりに違いがあることをいう。
- (2) 性別等 男性、女性及び性的マイノリティをいう。
- (3) 市民等 市民並びに市内で働く者及び就学する者並びに市内の自治会、NPO及び事業者をいう。

## (基本理念)

第3条 多様性を尊重する社会を推進するための基本理念（以下「基本理念」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 誰もが、一人ひとりの違いを認め合うこと。
- (2) 誰もが、一人ひとりの違いによる、不当な差別を受けないこと。
- (3) 誰もが、それぞれの能力を発揮し、自分らしく暮らせること。

## (差別的取扱いの禁止等)

第4条 何人も、多様性による不当な差別的取扱いにより、他人の人権を侵害してはならない。

2 何人も、情報の発信に当たって、多様性を背景とする不当な差別的取扱いを助長することのないよう十分に配慮しなければならない。

## (市の責務)

第5条 市は、基本理念にのっとり、多様性を尊重する社会の推進のため、市民等と連携し、必要な政策及び施策を実施しなければならない。

## (基本的施策)

第6条 市は、多様性を尊重する社会を推進するため、基本理念にのっとり、次の各号に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 多様性の理解を深めるための教育
- (2) 多様性に配慮した防災及び災害対策
- (3) 多様性を背景とした暴力や不当な差別的取扱いを防ぐための施策
- (4) 多様性を理解するための広報及び啓発
- (5) 多様な生き方を選択できる環境づくり

## (市民等の役割)

第7条 市民等は、多様性を尊重する社会の理解を深め、市が実施する施策に積極的に協力し、基本理念の実現に努めるものとする。

2 事業者は、事業活動において多様性を尊重する社会の推進のために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

## (委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

じょうぶん かいせつ  
ルビつきの条文や解説は  
らん  
こちらからご覧いただけます▶



## 多様性を尊重する市内の取り組み

だれ たの あそ ゆうぐ  
誰でも楽しく遊べるインクルーシブ遊具▼

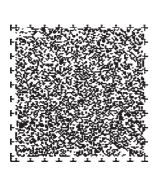


しゅわ  
手話イベント▲

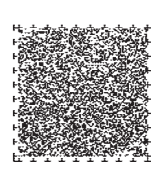
きょういく  
ジェンダー教育▼



たぶんか りょうりきょうしつ  
多文化料理教室▲



Uni-Voice



Uni-Voice